

国指定文化財維持管理費補助金のしおり

京都府教育庁指導部文化財保護課

目 次

1	事業計画書の提出要領	1
2	補助金について	
	①国指定文化財維持管理費補助金交付要綱	3
	②事業計画書の様式	7
	③事業計画書の記入要領等	15
3	問い合わせ先	16

1 事業計画書の提出要領

国指定文化財維持管理費補助事業の内容

◇事業の趣旨

この事業は、文化財保護法の規定に基づき指定された重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡、名勝及び天然記念物（以下「国指定文化財」という）の維持管理の万全を期するために、国指定維持管理費補助金交付要綱に基づき（以下「要綱」という）、所有者又は管理団体が行う事業に要する経費の一部を補助するものです。

◇補助対象事業

補助対象となる事業は、所有者又は管理団体が行う次の1から4までの事業で、詳細は要綱別表のとおりです。

1 防災設備保守点検等

国指定文化財である建物等に設置した自動火災報知設備、消火設備、避雷設備等の設備及びこれらに準ずる防災関係機器の保守点検等事業

2 差し茅、防蟻防虫、雪降し等小修理

国指定文化財である建物等の維持管理のための差し茅、防蟻防虫及び雪降し等小修理事業

*雪降し、除雪等の該当地区は、福知山市（旧三和町除く）、舞鶴市、綾部市、宮津市、南丹市（旧美山町に限る）、京丹後市、与謝野町、伊根町で、実際に降雪し、除雪等を行うものを対象とします。

3 名勝等庭園の荒廃防止及び民家の環境整備

国の名勝等に指定された荒廃等の危険にさらされている庭園の適正な環境を維持するための除草、剪定及び整姿等事業、又は国指定文化財である民家の屋敷構え等の適正な環境を維持するために行う除草、剪定等整備事業

*「名勝等庭園」とは、国の指定基準のうち名勝の1（庭園）あるいは史跡の8（園池）により指定されたものを指し、これ以外の史跡名勝内の庭園は含みません。

*所有者が当該文化財を有料公開していて、入場料等の収入が庭園の管理事業費を上回る場合は補助の対象になりません。

4 燻蒸・殺虫

国指定文化財である美術工芸品の保全維持のために行う燻蒸・殺虫事業

◇補助対象経費

補助対象となる経費は補助対象事業の主たる事業費で、詳細は要綱別表のとおりです。

◇補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とします。

提出書類

- ① [様式1] 当該年度国指定文化財維持管理費補助事業計画書
- ② [別紙1～4] *該当するもののみ
- ③ [見積書の写し] *各事業について内訳のわかるもの
- ④ [事業実施前の状況がわかる写真]
 - *別紙5に貼り付け
 - *防災設備保守点検等の場合に限り、写真は不要です
- ⑤ [指令前着工届]
 - *交付決定前に着工していただく場合、提出をお願いしている書類です。

提出期限

事業計画書に係る通知文に記載の提出期限

※期限までに事業計画の提出がない場合は、計画がないものとして取り扱いますので御了解願います。

提出先及び提出部数

文化財の所在地	提出先	提出部数	提出方法
京都市内	京都府教育庁指導部文化財保護課	正本1部	郵送
京都市以外	所在市町村の文化財担当部局	正本1部、副本1部	郵送

※なお、控として、各自で1部（写）を保存してください。

その他

*補助対象事業については、予算の状況及び事業の緊急性等事業計画の内容を考慮の上、決定しますので、事業計画書の提出をもって補助事業として採択されるものではないことに御注意願います。

※年度途中で計画が変更になった場合には、速やかにお問合せ先まで御連絡ください。

1 補助金について

①国指定文化財維持管理費補助金交付要綱

(昭和 54. 12. 21)

(平成 2. 4. 16 改正)

(趣旨)

第 1 京都府教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。）の規定に基づき指定された重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡、名勝及び天然記念物（以下「国指定文化財」という。）の維持管理の万全を期するために、国指定文化財の所有者又は管理団体（ただし、地方公共団体所有の物件に係るものは除く。）が行う管理上特別の必要のある事業に要する経費の一部について、補助金等の交付に関する規則（昭和 35 年京都府規則第 23 号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象事業)

第 2 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）の内容及び経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に定めるものとする。

(補助金の額)

第 3 第 1 に規定する補助金の額は、補助対象経費の 2 分の 1 以内の額とする。

(交付の申請)

第 4 規則第 5 条に規定する申請書は、別記第 1 号様式によるものとし、別に定める期日までに、次の各号に掲げる書類を添えて、1 通を教育長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業収支予算書
- (3) 見積書
- (4) その他教育長が必要と認める書類

(事業の変更申請)

第 5 規則第 9 条に規定する変更の内容及び理由を記載した書類は、別記第 2 号様式によるものとし、変更の理由発生後速やかに 1 通を教育長に提出しなければならない。

(実績報告書)

第 6 規則第 13 条に規定する実績報告書は、別記第 3 号様式によるものとし、補助事業の完了後 30 日又は交付決定のあった年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い期日までに、次の各号に掲げる関係書類を添えて、1 通を教育長に提出しなければならない。

- (1) 事業収支精算書
- (2) 事業の成果を証する書類

別表

区分	管 理 事 項	内 容	補 助 対 象 経 費
防 災 設 備 保 守 点 検 等	1 自動火災報知設備保守（消防機関へ通知する火災報知設備を含む。）	国指定文化財である建造物等に設置した自動火災報知設備の保守点検等「消防用設備等の種類及び内容点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式」（昭和50年4月1日付け消防庁告示第3号）に準ずるものとし、機器材の取替え等小修理を含むものとする （注）型式失効等による機器材の取替えについては、所要工事費が当分の間100万円程度以下をする。	各々事項毎に掲げる単価に員数を乗じた額の総額を補助対象経費とする。 自動火災報知設備 受信機1窓当り 4,900円
	2 消火設備	下記に準じるものとする。 （1）加圧式消火設備 （2）自然流下式消火設備 （3）上水道直結式消火設備 （4）動力消防ポンプ （注）上記（4）は、（1）の設備の一つとして用いるポンプを指すものではなく、自動車等によって牽引される消防ポンプ、手引き消防ポンプなど可搬式の消防ポンプをいう。	消火栓1基当り 14,900円 " 8,200円 " 12,300円 1台当り 55,600円
	3 避雷設備	毎年1回梅雨時に総合点検を行うものとする。	突針1基当り 8,700円
	4 その他	防犯設備（レーダー）、漏電警報設備等上記以外の設備、機器類の保守点検及び各設備の小修理（新規工事、追加工事を除く）について特に必要と認められるもの。	その都度協議して定める
差 し 茅 ・ 防 蟻 防 虫 ・ 雪 降 し 等 小	1 小修理等	国指定文化財である建造物等の維持管理のために行う小修理等でその内容及び範囲は次に掲げるとおりとし、その破損が所有者の日常使用によって促進されている場合を除く。 1 小修理とは、施工面積が当該建物の対象面積の3分の1程度以下の場合で、かつ所要工事費が当分の間、一工事について100万円程度以下の場合をいう。 2 異種の工事を複合して行うときは、各工事別に前号の限度額を適用し、かつ合計額が150万円を限度とする。 3 仕様の変更等を伴うものは、事前に府教育委員会と協議するものとする。 4 小修理等の内容は、次のとおりとする。	

修理	ア	差し茅 補修面積とする。ただし、棟の補修については、長さ1mを1㎡とみなす。	1㎡当り	4,400円
	イ	瓦葺等 棧瓦葺、石置板屋根のみを対象とする。 この場合、野地の補修を必要とする場合は、別に協議するものとする。	1㎡当り	2,700円
	ウ	壁補修 (ア) 砂壁、漆喰壁 (イ) 土壁(中塗り仕上げのもの)、板壁 (注) 施工の程度は、中塗りの繕いと上塗りのみとし、荒壁や下地まで及ぶ修理は、別に協議するものとする。	1㎡当り 1㎡当り	6,300円 3,200円
	エ	縁廻り補修、 (ア) 縁板厚さ5cm以上 (イ) 縁板厚さ5cm未満	1㎡当り 1㎡当り	19,900円 7,200円
	オ	塗装補修 (ア) 漆拭 (イ) ペンキ上塗り塗装	1㎡当り 1㎡当り	3,900円 3,900円
	カ	防腐防蟻処理 床下及び屋根面に対する薬剤処理を対象とする。	1㎡当り	700円
	キ	畳替 公開活用に供される部分及び専ら住居の用に供される部分の畳の表替えを対象とし、畳床の取替えは含まない。 なお、同一の畳にあつては5年を周期とする。	1枚当り	5,500円
	ク	雨樋補修 一般の規格品を使用しているものを対象とする。特注品については、別に協議するものとする。	1m当り	1,100円 (平、縦で分割する。)
	ケ	建具修理 板戸の、戸板、格子戸類の組子等の補修及び襖の張替を対象とする。絵画のある襖等の補修については、別に協議するものとする。	1枚当り	4,200円 90cm x 180cm 大の建具を標準とする
	コ	その他 戸締金具、飾金具の補修、その他アからケに掲げる以外の小修理で、特に必要と認められるもの。		その都度協議して定める
	2	雪降し、除雪等 多雪地帯に所在する国指定文化財である建造物等について、雪害等による不測の事態を回避するために行う、雪降し、除雪等の作業とする。		
	1	豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)。	年間1㎡当り	1,100円

		<p>以下、本項では「法」という。) 第2条第1項で定める豪雪地帯に所在する建造物等の雪降し、除雪</p> <p>2 法第2条第2項で定める特別豪雪地帯に所在する建造物等の雪降し、除雪 (注) 面積は、屋根面及び軒先より2m以内の敷地を含む。</p> <p>3 豪雪地帯に所在する建物等に対する雪囲いの取付取りはずし補修</p>	<p>年間1㎡当り 3,300円</p> <p>軒先延長1m当り 3,900円</p>
名勝等庭園の荒廃防止及び民家の環境保全	1 名勝等庭園の荒廃防止	<p>1 名勝等庭園とは、文化財保護法の規定に基づき指定された史跡または名勝である庭園をいう。</p> <p>2 荒廃防止措置の内容は、概ね次のとおりとし、複合して事業を実施しても差しつかえない。 なお、所有者等が当該文化財を有料公開しており、かつ入場料等収入が当該庭園の管理事業費を上廻る場合は補助の対象としない。 (1) 除草、清掃(砂利手入れ等を含む。) (2) 剪定、整姿、刈込(小灌木の植木補植) (3) 防虫(駆虫)剤散布、施肥 (4) 小規模なしゅんせつ(乱杭、シガラミ等の護岸補修を含む) (5) 庭園建物(茶室、四阿、橋等)の小修理 (6) 雪吊り、樹木用支柱の取替え修理 (7) 灌木、灌水設備の小修理 (8) その他特に必要と認める処置</p>	<p>1㎡当り 300円</p>
	2 民家の環境整備	<p>1 民家とは、文化財保護法の規定に基づき指定された重要文化財、重要有形民俗文化財及び史跡である民家をいう。</p> <p>2 当該民家の屋敷構えの保存のために実施する事業とし、小修理で実施する場合を除く。その内容は、概ね次のとおりとし、複合して事業を実施しても差しつかえない。 (1) 周辺囲障等の修理等 (2) 排水溝等補修 (3) 植木手入れ(剪定、整姿、刈込、除草、清掃を含む。)</p>	<p>1㎡当り 200円</p>
燻蒸・殺虫	美術工芸品・の防虫等	<p>国指定文化財である美術工芸品の防虫、駆虫及び防黴のための燻蒸(殺虫、殺菌)事業で、当該文化財を集荷運搬に要する経費を含む。 (物件ごとに所要経費を積算するものとし、総平均単価1件154,000円)</p>	<p>平均単価 154,000円 を限度とする。</p>

②事業計画書の様式

(様式1)

令和 年 月 日

令和 年度国指定文化財維持管理費補助事業計画書

京都府教育委員会教育長 様

申請者

代表者

住 所

担当職氏名
電話番号
メールアドレス

経費内訳

事業区分	事業費(消費税込)	備考
1 防災設備保守点検等	(A) 円	別紙1
2 差し茅、防蟻、防虫、雪降し等、小修理	(B) 円	別紙2
3 名勝等庭園の荒廃防止及び民家の環境整備	(C) 円	別紙3
4 燻蒸、殺虫	(D) 円	別紙4
総事業費 (合計)	(A) + (B) + (C) + (D) 円	

*別紙1～4のうち該当するもの及び必要書類等を必ず添付してください。

*事業費については変更のないようにしてください。やむを得ず変更が生じたときは、所在市町村の文化財担当部局まで速やかに連絡してください。

文化財の名称			
指定年月日 年 月 日			
区分	項目	金額 (消費税込)	年間点検回数
保守点検	自動火災報知設備	円	
	消火設備	円	
	避雷設備	円	
	非常通報機	円	
	その他 (設備名を記入のこと)	円	
		円	
	保守点検計	① 円	
修理	型式失効による受信機取替	円	失効年月日 年 月 日
	その他 (設備名を記入のこと)	円	破損状況
		円	
		円	
	修理計	② 円	
防災設備保守点検等 計		① + ②	(A) 円

- *各項目について見積書の写しを添付してください。
- *修理の場合は見積書のほかに事業実施前の写真を添付してください。
- *事業実施前の写真は設備全体と破損部分とし (別紙5) に貼り付けてください。

(別紙2)

申請者 ()

差し茅、防蟻、防虫、雪降し等小修理

文化財の名称	
指定年月日 年 月 日	
事業内容 (該当するものに○印を付けてください)	
差し茅 瓦葺等 壁補修 縁廻り補修 塗装補修 防腐防蟻処理 畳替 雨樋補修 建具補修 雪降し除雪 雪囲い その他 ()	
破損状況	
修理する寸法・面積	事業費 (消費税込) ① 円
文化財の名称	
指定年月日 年 月 日	
事業内容 (該当するものに○印を付けてください)	
差し茅 瓦葺等 壁補修 縁廻り補修 塗装補修 防腐防蟻処理 畳替 雨樋補修 建具補修 雪降し除雪 雪囲い その他 ()	
破損状況	
修理する寸法・面積	事業費 (消費税込) ② 円
差し茅、防蟻、防虫、雪降し等小修理 計	①+② (B) 円

- * 寸法・面積・金額などは工務店等に依頼して得た正確なものを記入してください。
- * 見積書の写しと事業実施前の写真を添付してください。
- * 事業実施前の写真は建物全体と破損部分とし(別紙5)に貼り付けてください。

(別紙4)
燻蒸、殺虫

申請者 ()

対 象 文 化 財 名 称	指 定 年 月 日	金 額 (消 費 税 込)
通常の保管場所		
燻蒸、殺虫を行う場所		
燻 蒸 、 殺 虫 計		(D) 円

* 見積書の写しと事業実施前の写真を添付してください。

* 事業実施前の写真は事業の概要のわかるものとし(別紙5)に貼り付けてください。

令和 年 月 日

京都府教育委員会教育長 様

申請者
住所（所在地）
代表者

令和 年度国指定文化財維持管理費補助金事業の指令前着工届

令和 年度国指定文化財維持管理費補助金事業について、下記の別記条件を了承の上、指令前に着工したいのでお届けします。

記

- 1 事業の目的 指定文化財の維持管理のため
- 2 事業費 円
- 3 着手予定日 令和 年 月 日
- 4 指令前着工を必要とする理由

別記条件

- (1) 着工から補助金交付の指令を受けるまでの間、事業計画に変更が生じた場合は速やかに連絡をすること。
なお、教育委員会からの指導があった際はそれに従い、文化財の保護に十分配慮した事業を行うこと。
- (2) 計画した事業が補助対象とならない場合においても異議のないこと。

【指令前着工届 記入例】

京都府教育委員会教育長 様

下記の着手予定
日より前の日付
を記入してくだ
さい。

→ 令和○年×月△日

「宗教法人」等法人名および、
「代表役員」等代表者の役職名
を記入してください。

申請者

宗教法人 ◇◇◇◇

住所（所在地）

京都市□□区○○○町××

代表者

代表役員 京都 太郎

令和○年度国指定文化財維持管理費補助金事業の指令前着工届

令和○年度国指定文化財維持管理費補助金事業について、下記の別記条件を了承の上、指令前に着工したいのでお届けします。

記

1 事業の目的 指定文化財の維持管理のため

2 事業費 (総事業費) 円

3 着手予定日 令和 ○年 ×月 △日 ←

点検等、最初に事業を行う予定
の日付を記入してください。

4 指令前着工を必要とする理由 ←

実施する事業内容に合う例
に倣って記入してください。

- 【例】
- ・定期的な防災設備の点検が必要なため
 - ・名勝等庭園（民家の環境整備）として定期的な手入れが必要なため
 - ・防災設備の不具合により、至急修理を行う必要があるため
 - ・屋根（壁・塗装など）の傷みが激しく、至急修理が必要なため など

別記条件

- (1) 着工から補助金交付の指令を受けるまでの間、事業計画に変更が生じた場合は速やかに連絡をすること。
なお、教育委員会からの指導があった際はそれに従い、文化財の保護に十分配慮した事業を行うこと。
- (2) 計画した事業が補助対象とならない場合においても異議のないこと。

③事業計画書の記入要領等

※金額の欄には、消費税込みの金額を記入してください。

※すべての事業について、内訳のわかる見積書の写しを必ず添付してください。

※年度途中で計画が変更になった場合には、速やかにお問合せ先まで御連絡ください。

1) 防災設備保守点検等

点検回数は、1年間に実施される点検回数を記入してください。

※自動火災報知設備については、年2回の点検が義務づけられています。

年1回の点検の場合は、補助対象経費を減じる必要がありますので、御注意いただくとともに、年2回の点検への御協力をお願いします。

2) 差し茅、防蟻防虫、雪降し等小修理

①小修理等は、修理範囲の内容を確認した上で記入してください。

②寸法、面積、数量、金額などの記入は、工務店などに依頼して得た正確な数字を記入してください。

③別表にない小修理は、「その他」欄に実施内容を記入し、寸法、面積、数量、金額をそれぞれの欄に記入してください。

④雪降し、除雪等の該当地区は、福知山市（旧三和町を除く）、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市（旧美山町に限る）、伊根町、与謝野町の各地区で実際に雪降し、除雪等を行うものを該当とします。

3) 庭園の荒廃防止及び民家の環境整備

①所有者が当該文化財を有料公開していて、入場料等の収入が庭園の管理事業費を上回る場合は補助の対象にはなりません。

②民家の環境整備を行う場合は、実際に行う面積を記入してください。

3 問い合わせ先

京都府教育庁指導部文化財保護課 または 所在市町村の文化財担当部局

京都府教育庁指導部文化財保護課

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

区 分	分 野	担 当	電話番号
事業内容に関すること	建造物	建造物係	075-414-5900
	美術工芸品 有形民俗文化財	美術工芸・民俗・ 無形文化財係	075-414-5901
	史跡 名勝 天然記念物	記念物係	075-414-5903
事務手続き関係		建造物係	075-414-5900